

桂川町告示第131号

令和5年第3回桂川町議会定例会を次のとおり招集する

令和5年8月22日

桂川町長 井上 利一

1 期 日 令和5年9月4日

2 場 所 桂川町議会議場

○開会日に応招した議員

林 英明君

下川 康弘君

柴田 正彦君

杉村 明彦君

大塚 和佳君

吉川紀代子君

北原 裕丈君

竹本 慶吉君

原中 政廣君

青柳 久善君

○9月20日に応招した議員

○9月21日に応招した議員

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

令和5年9月4日 午前10時00分開会

- 日程第1 署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 総務経済建設委員長報告
(1) 道路管理について
- 日程第4 文教厚生委員長報告
(1) 保育教育環境整備及び奨学金制度の調査研究について
- 日程第5 議会広報委員長報告
(1) 議会広報の編集及び発行について
- 日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦
- 日程第7 承認第11号 令和5年度桂川町一般会計補正予算(専決第2号)
- 日程第8 議案第31号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解
- 日程第9 議案第32号 財産の処分
- 日程第10 議案第33号 桂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び桂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第11 議案第34号 令和5年度桂川町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第35号 令和5年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第36号 令和5年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第37号 令和5年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第38号 令和5年度桂川町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第16 認定第1号 令和4年度桂川町一般会計歳入歳出決算の認定
- 日程第17 認定第2号 令和4年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第18 認定第3号 令和4年度桂川町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第19 認定第4号 令和4年度桂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第20 認定第5号 令和4年度桂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

- 日程第21 一般会計・特別会計決算審査特別委員会の設置及び付託
日程第22 認定第6号 令和4年度桂川町水道事業会計決算の認定
日程第23 水道事業会計決算審査特別委員会の設置及び付託
日程第24 報告第2号 令和4年度桂川町継続費精算報告書
日程第25 報告第3号 健全化判断比率の報告
日程第26 報告第4号 資金不足比率の報告

本日の会議に付した事件

- 日程第1 署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 総務経済建設委員長報告
 (1) 道路管理について
日程第4 文教厚生委員長報告
 (1) 保育教育環境整備及び奨学金制度の調査研究について
日程第5 議会広報委員長報告
 (1) 議会広報の編集及び発行について
日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦
日程第7 承認第11号 令和5年度桂川町一般会計補正予算（専決第2号）
日程第8 議案第31号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解
日程第9 議案第32号 財産の処分
日程第10 議案第33号 桂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び桂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
日程第11 議案第34号 令和5年度桂川町一般会計補正予算（第3号）
日程第12 議案第35号 令和5年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
日程第13 議案第36号 令和5年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第14 議案第37号 令和5年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第15 議案第38号 令和5年度桂川町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第16 認定第1号 令和4年度桂川町一般会計歳入歳出決算の認定
日程第17 認定第2号 令和4年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定
日程第18 認定第3号 令和4年度桂川町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定

- 日程第19 認定第4号 令和4年度桂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
 日程第20 認定第5号 令和4年度桂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
 日程第21 一般会計・特別会計決算審査特別委員会の設置及び付託
 日程第22 認定第6号 令和4年度桂川町水道事業会計決算の認定
 日程第23 水道事業会計決算審査特別委員会の設置及び付託
 日程第24 報告第2号 令和4年度桂川町継続費精算報告書
 日程第25 報告第3号 健全化判断比率の報告
 日程第26 報告第4号 資金不足比率の報告

出席議員（10名）

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 林 英明君 | 2番 下川 康弘君 |
| 3番 柴田 正彦君 | 4番 杉村 明彦君 |
| 5番 大塚 和佳君 | 6番 吉川紀代子君 |
| 7番 北原 裕丈君 | 8番 竹本 慶吉君 |
| 9番 原中 政廣君 | 10番 青柳 久善君 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|----------------|--------|---------------|--------|
| 町長 | 井上 利一君 | 副町長 | 山邊 久長君 |
| 教育長 | 大庭 公正君 | 総務課長 | 横山 由枝君 |
| 企画財政課長 | 小平 知仁君 | 建設事業課長 | 原中 康君 |
| 建設事業課長補佐 | 横山 龍一君 | 住民課長 | 山本 博君 |
| 会計管理者 | 北原 義識君 | 税務課長 | 古野 博文君 |
| 保険環境課長 | 永松 俊英君 | 健康福祉課長 | 川野 寛明君 |
| 産業振興課長 | 小金丸卓哉君 | 子育て支援課長 | 江藤 栄次君 |
| 水道課長 | 秦 俊一君 | 学校教育課長 | 平井登志子君 |

社会教育課長 …………… 原田 紀昭君 王塚装飾古墳館長 ……… 尾園 晃君
社会教育課長補佐 ……… 吉貝 英貴君

午前10時00分開会

○議長（林 英明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、令和5年第3回桂川町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 署名議員の指名

○議長（林 英明君） 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の署名議員は、会議規則第124条の規定によって、7番、北原裕丈君、8番、竹本慶吉君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（林 英明君） 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月21日までの18日間にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から9月21日までの18日間に決定しました。

これより、町長に行政報告及び提案理由の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） おはようございます。日中は厳しい残暑が続いていますが、朝夕の空気には涼しさが感じられるようになりました。

本年5月8日に新型コロナウイルスの感染症分類が5類に移行したこともあって、日常生活も落ち着きを取り戻しながら、全体としての回復が期待されているところです。

また、ロシアのウクライナ侵攻はいまだに解決の道筋は見えず、国際社会の情勢は混沌としています。戦争が長期化する中、エネルギー問題や物価高騰など、私たちの日常生活にも大きな影響を及ぼしています。一日も早く、平和で安定した社会になりますことを心から願う次第であります。

さて、本日は、令和5年第3回桂川町議会定例会を開催しましたところ、議員の皆様には、公私ともお忙しい中にもかかわらず、御出席を頂き、心から感謝申し上げます。

それでは、これまでの主な行政報告及び本日提案します議案等の提案理由について、御説明いたします。

初めに、本年の6月下旬から7月にかけて全国各地で大雨が降り、甚大な被害が発生しました。被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。県内においても、被災自治体から人的支援の要請がありましたので、本町から2名の職員を派遣し、浸水家屋の被害状況調査等の業務支援を行ったところです。

次に、8月上旬から、地域公共交通計画の策定に向けた町民アンケート調査を実施しています。これは、公共交通の利用状況、課題等について調査するもので、町内の在住者から無作為に抽出した2,500人の方を対象に行っているものです。現在、集計作業中で、アンケートの結果を計画づくりの参考資料として活用してまいります。

次に、王塚古墳の特別公開に併せ取り組んでいます王塚古墳まつりを10月14日土曜日、15日日曜日の2日間開催する計画です。多くの皆さんに喜んでいただけるイベントとなるよう、実行委員会を中心に準備が進められているところです。

次に、町誌編さん事業については、現町誌の発刊から半世紀以上が経過しており、より効率的に作業を進めていく必要があります。そのため、資料収集、原稿執筆、編集構成、印刷製本等の仕様やスケジュール、さらには活用方法までを考慮した計画性が求められます。

これらのことを勘案し、高度な企画力や豊富な実践経験、専門的な知識や技術力を有する民間事業者のノウハウを活用する必要があると判断し、関連予算を計上していますので、よろしくお願ひします。

次に、本町においては、7月8日から10日にかけて大雨が降り、笹尾一区内で全長約47m、高さ7mを超える擁壁の崩壊が発生しました。災害箇所は町道に隣接する個人所有地内で、現在は通行できない状況にあります。

これに対応するため、国の財源負担を申請する公共土木施設災害復旧事業について、県と協議した結果、当事業の申請が可能であるとの見解が得られましたので、復旧事業費について予算計上を行っています。

なお、工事に要する土地については、地権者の無償譲渡を確認した上で申請を行うものです。

次に、県道豆田稲築線の道路改良工事（九郎丸工区）については、県事業として用地買収等の取組が進められているところです。その中で、家屋等の移転が必要な地権者から代替地を求められた場合、本町としても全面的に協力する必要があると考えています。

今回、道路用地に関わる地権者から代替地の要請があり、協議した結果、町有地の財産処分についてを議案として本定例会に上程していますので、よろしくお願ひします。

次に、福岡金属興業から8月1日付で、アセス関係の現地調査は完了した旨の報告がありまし

た。今後の動向を注視していく必要があると考えています。

次に、国民健康保険税については、令和5年度から資産割を廃止し、新たな税率・税額を定めて賦課しています。現状としては、歳入の減少が見込まれていますが、国民健康保険特別会計の安定的な運営を維持し、医療機関への適正な受診、特定健診やがん検診等の受診による早期発見・早期治療等に努めてまいります。

次に、本年度の敬老祝い金の支給対象者は、77歳が201名、88歳が81名、99歳が13名です。100歳以上の方は33名で、このうち新100歳の方が14名、101歳以上の方が19名となっています。

次に、新型コロナウイルスのワクチン接種で、現在行っている接種は、主に65歳以上が対象ですが、9月20日から開始する接種は、生後6か月以上の方が対象となり、ワクチンの種類も変更になります。詳細については、ホームページ等でお知らせしますので、よろしく申し上げます。

次に、昨年4月に民営化した吉隈保育園の移転及び新園舎建設については、令和6年3月着工、令和7年2月に開所予定で、令和7年4月より認定こども園に変更される計画と聞いています。

また、ゼロ歳から2歳児を対象とする小規模保育施設、まめだ保育園は、JR桂川駅南側に新設されるもので、本年9月着工、令和6年4月に開設されるそうです。

次に、プレミアム付き商品券の発行計画として、従来の紙券による「よかーけん」1万400冊については、9月8日から募集受付を行い、10月18日から利用可能となります。また、今回新たに導入する電子券による「電子よかーけん」券2,600冊については、10月10日から募集受付を行い、10月31日から利用可能となります。利用期限は、どちらも来年1月12日までを予定しています。

次に、水道事業において、水質の確認・検査時の不手際により、土師地内の歯科医院の精密機器に不具合が生じ、協議の結果、和解が成立しましたので、関係する議案を上程しています。

なお、損害額の支払いについては、町が加入している全国町村会総合賠償補償保険にて全額補償するものです。御迷惑をおかけしました歯科医院には、心よりおわび申し上げますとともに、今後このようなことがないように、再発防止に取り組んでまいります。

次に、今年50回目を迎えます人権・同和問題地域懇談会を10月から11月にかけて実施します。区長さんはじめ、関係者の皆さんの御理解と御協力の下に、人権教育啓発の推進に取り組んでいきたいと考えています。

次に、補正予算については、専決処分の承認1件と議案5件を提案しています。

まず、承認第11号令和5年度桂川町一般会計補正予算（専決第2号）は、7月の梅雨前線による豪雨で被災した農地、農業用施設及び町道の応急災害復旧費として、総額980万円を専決

処分で補正したものです。

次の補正予算では、一般会計の補正予算（第3号）を提案しています。補正額3億142万2,000円を追加し、予算の総額を63億7,115万9,000円に定めようとするものです。

補正の主なものは、歳入では1款町税において、調定額の決定により1,189万2,000円を追加計上しています。

11款地方交付税は、普通交付税において、前年度比4.9%増の19億5,064万1,000円で決定を見ました。補正後の額として、18億5,337万7,000円を計上していますので、留保財源額は9,726万4,000円になります。

15款国庫支出金は、町道笹尾2号線に係る公共土木施設災害復旧費国庫負担金や、まめだ保育園及び吉隈保育園の園舎建築に係る特定教育・保育施設整備交付金を追加計上しています。

16款県支出金は、千代ヶ浦ため池の護岸等改修に係る農業農村整備事業費県補助金や、7月豪雨災害に係る災害復旧費県補助金を。17款財産収入では、県道豆田稲築線の用地買収に伴う代替地に充てる町有地の売却収入を追加計上しています。

19款繰入金は、今回の補正で歳入が歳出を上回りましたので、財政調整基金繰入金については2億円を減額計上。20款繰越金は、令和4年度一般会計の繰越額として2億8,518万4,000円を計上しています。

22款町債は、道路や農地、農業用施設の災害復旧事業債、社会福祉施設整備事業債等を追加計上し、臨時財政対策債については、決定により417万5,000円を減額計上しています。

一方、歳出予算では、職員等の人件費について、本年4月の人事異動等に伴う全ての関係費目を整理しています。また、電気料金の高騰が続いているため、各施設の電気使用料について追加計上しています。

個別の案件では、2款総務費において、町誌の編さんに係る委託料や、マイナンバーカードの氏名ローマ字表記対応に係る委託料等を追加計上するとともに、公共事業整備基金積立金や教育保育施設整備基金積立金を追加計上しています。

3款民生費では、まめだ保育園及び吉隈保育園に係る就学前教育・保育施設整備交付金や、土師保育所の屋上防水工事を追加計上しています。

6款農林水産業費では、千代ヶ浦ため池の護岸等改修事業費を。7款商工費では、「よかーけん」の電子決済に伴う換金振込手数料の追加。8款土木費では、町営住宅二反田団地の建て替え移転補償費。11款災害復旧費では、農業災害及び道路災害復旧費を追加計上しています。

以上が一般会計の補正の主な内容でございます。

次に、令和4年度桂川町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の概要について御説明いたします。

令和4年度の一般会計における主なハード事業としましては、町営住宅二反田団地B棟の竣工や、庁舎照明のLED化のほか、農地・農業用施設の災害復旧事業や町道の舗装改良等を実施し、生活・交通環境の向上に取り組みました。

ソフト面については、民営化した吉隈保育園の開所、出産・子育て応援交付金の新設、k e i s e nまちプラザのオープン、王塚古墳の保存・活用計画の推進など、まちづくり全般にわたるそれぞれの施策において、住民福祉の向上に努めたところです。

また、新型コロナウイルス感染症の関係では、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金や、子育て世帯への臨時特別給付金、ワクチン接種事業等の着実な実施。本町の独自対策として、小中学校の給食費公費負担や水道料金の減免、生活応援券発行事業等による生活者支援、プレミアム付き商品券の発行拡大や主食用米稲作営農緊急支援交付金等による地域経済の活性化・安定化、コンビニ・スマホ収納の導入や、小中学校の電子黒板の配備、公共施設のW i — F i整備等によるデジタル化対応など、ハード・ソフト両面における幅広い取組を実施したところです。

そのような状況の下、一般会計の決算では、実質収支額が2億8,518万4,000円の黒字決算となっています。

特別会計では、住宅新築資金等貸付事業特別会計が670万3,000円、国民健康保険特別会計が7,059万2,000円、後期高齢者医療特別会計では273万4,000円の黒字決算となっています。土地取得特別会計は、歳入歳出差引額はゼロ円です。

次に、経常収支比率については、前年度に比べ4.1ポイント低下し、92.1%となりました。これは、令和3年度に国税収入の増に伴い、普通交付税が増額交付されたことに対する反動、また、地方財政全体の財源不足改善に伴う臨時財政対策債の発行抑制が主な要因だと考えられます。

決算の審査に当たり、監査委員には大変なお手数を煩わし、また、細部にわたる分析・検討を加えられました審査意見書を御提出頂きましたことに、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

決算の内容につきましては、会計管理者が御説明いたしますので、御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

なお、本日御提案します議案は、人権擁護委員候補者の推薦についての諮問が1件、専決処分承認が1件、損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解についてが1件、財産処分についてが1件、条例等の一部改正が1件、令和5年度補正予算が5件、令和4年度決算の認定に関するもの6件、報告3件の計19件でございます。

人事案件につきましては、私から、その他の議案につきましては、担当課長が説明いたしますので、御審議の上、議決・承認賜りますようお願い申し上げます、行政報告及び提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

日程第3. 総務経済建設委員長報告

○議長（林 英明君） 閉会中の審査事件として、各常任委員会に付託しておりました事件の審査結果の報告を求めます。

総務経済建設委員会に付託しておりました道路管理についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 閉会中の付託事件審査である道路管理について、総務経済建設委員会の審査結果を報告いたします。

6月定例会を終え、本議会まで延べ4回の委員会を開催いたしました。

令和5年度においては20か所の工事予定がなされており、補修・修繕を中心とした工事が9か所終えているところです。

交通安全施設については、転落防止のためのガードレール、フェンス等の設置が6か所、カーブミラー3か所の設置がなされています。そのほか、道路白線の消えた文字や強調線の引き直し工事がなされています。

一方、7月10日の大雨により、町道笹尾2号線において土砂崩れが起り、通行止めとなっております。対応としては、公共土木施設災害復旧事業による対応を行う予定ではありますが、周辺住民の通行に支障を来しているため、今後、安全な通行が確保できる事業の取組と、できるだけ早い復旧の取組を行うよう進言を行ってきたところです。このほかにも要望箇所の未整備があり、現地確認を行い、指摘を行ってきたところです。今後も、優先度の高い整備箇所の工事着手について、指摘を行っていくものです。

したがって、引き続き、閉会中の継続審査をお願いいたしまして、報告を終わりますが、6月定例会中に懸案となっております、土師二区集会場取壊し案件については、当委員会所管の物件ではありませんでした。したがって、当委員会がどうこうという立場にはなく、回答を差し控えてまいりました。文教厚生委員会において手続を進められた後に、提案されたことについては、総務経済建設委員会では反対するものではなく、むしろ町財政に貢献するものであることから、賛成の意向であることを申し添えて、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、道路管理については、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

日程第4. 文教厚生委員長報告

○議長（林 英明君） 続きまして、文教厚生委員会に付託しておりました保育教育環境整備及び奨学金制度の調査研究についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 文教厚生委員会に付託されています保育教育環境整備及び奨学金制度の調査研究について報告します。

6月定例会後、4回の委員会を開催しました。7月4日は、第一町民グラウンド、ゲートボール場、グラウンドゴルフ場を視察しました。グラウンドゴルフ場の事務所の床の張り替え、ゲートボール場の有効活用を考える必要があります。

7月24日、温水プールスイミングプラザなつきに行き、トレーニング機器が置かれた施設を視察しました。明るい部屋で、平日にもかかわらず、多くの方が運動されていました。これまで飯塚市、嘉麻市のトレーニング機器が置かれた施設を訪ねてきました。桂川町も新しい運動器具の購入が必要です。また、町民を常時指導できるコーチも必要です。

夏休み中の8月2日は桂川東小学校を、8月22日は桂川小学校を訪ねました。両校長とも、困ったことがあると、町や教育委員会からすぐに対応してもらっていますと言われていました。

桂川東小学校では、校舎の屋根の修理が行われていました。桂川東小も老朽化が始まっています。桂川町の学校の新設検討は、これ以上引き延ばせません。

桂川小を視察した8月22日の午後には飯塚に行き、飯塚市奨学金貸付制度と、飯塚市保育士修学資金について説明を受けました。

飯塚市奨学金貸付制度の目的は、進学したいのに経済的な理由により進学を断念するような状況にならないよう、また、卒業後の返済への不安や経済的な負担が解消できるよう、奨学金を貸し付けるものでした。高等学校などの募集人員は10名、大学などの募集人員は20名以内と規定されています。

この事業は、奨学金を受けた人が卒業後、飯塚市内に居住していれば、返還を免除するというものでした。

飯塚市保育士修学資金は、市内の私立保育所等の常勤保育士の人材確保を図ることを目的とした貸付制度です。保育士養成施設を卒業後、1年以内に飯塚市内の保育所に勤務し、5年間勤務

すれば返還免除となります。

現在、飯塚市の待機児童数は実質ゼロ。この事業が飯塚市の保育士確保に貢献していると、担当課は説明されました。

説明を受けた文教厚生委員、大庭教育長、江藤子育て支援課長からも質問等があり、活発な意見交換ができました。そして、これらの事業は桂川町でも必要な事業と確信しました。教育の機会均等の基本原則を再度確認でき、とても意義のある視察研修となりました。

今後とも保育教育環境整備、奨学金制度の調査研究のために、視察や調査が必要です。つきましては、保育教育環境整備、奨学金制度の調査研究の継続審査をお願いします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、保育教育環境整備及び奨学金制度の調査研究については、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

日程第5. 議会広報委員長報告

○議長（林 英明君） 続きまして、議会広報委員会に付託しておりました議会広報の編集及び発行についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。下川委員長。

○議会広報委員長（下川 康弘君） 議会広報委員会に付託されています議会広報の編集及び発行について、当委員会の報告をいたします。

6月定例会後、3回の委員会を開催しております。この間、議会広報の編集・発行について協議を行い、本年8月1日に第43号を発行いたしました。当委員会では引き続き、桂川議会だより第44号を発行するため、継続審査をお願いし、委員会の報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報の編集及び発行については、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

本定例会に上程された案件は、諮問1件、承認1件、議案8件、認定6件、報告3件であります。このうち諮問第2号、承認第11号は本日即決していただき、議案第31号から第38号までの議案については、本日質疑を受けた後に、各常任委員会に付託いたします。また、認定第1号から第6号につきましては、本日一般会計・特別会計決算審査特別委員会及び水道事業会計決算審査特別委員会を設置していただき、各特別委員会に付託したいと思いますので、御了承願います。

なお、議案第31号から第38号までの議案については、9月13日、14日、19日の3日間、各常任委員会で審議をしていただき、認定第1号から第5号については、9月5日、6日、8日の3日間、一般会計・特別会計決算審査特別委員会で審議をしていただき、認定第6号については、9月11日と12日の2日間、水道事業会計決算審査特別委員会で審議をしていただき、9月21日の本会議で採決を行います。

それでは、日程に従い、順次上程いたします。

日程第6. 諮問第2号

○議長（林 英明君） 諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） 諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について御説明いたします。

本件は、人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

現在、人権擁護委員を務めていただいております島田つねよ委員の任期が、本年12月31日をもって任期満了となりますので、その後任として提案するものでございます。

後任の提案に先立ちまして、今回任期満了を迎えられます島田委員には、平成27年から3期9年間の長きにわたり、桂川町の住民の人権擁護活動に御尽力を頂き、誠にありがとうございました。この場をお借りしまして、心から感謝申し上げます。

その後任として御提案いたしておりますのは、住所は、桂川町大字土師1003番地130、

氏名は篠原優子氏、昭和31年12月2日生まれの66歳でございます。

次のページに参考資料を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

篠原氏は、昭和52年3月に下関女子短期大学を卒業され、同年7月から大内田産業株式会社に勤められた後、平成10年12月からMGB総合株式会社に勤務され、平成14年4月から嘉穂産業株式会社飯塚自動車学校に勤務、令和元年4月から飯塚市役所臨時職員として勤務され、令和4年4月に退職されています。

篠原氏は、性格は誠実かつ闊達な方で、何事にも熱心に取り組まれる方だと思います。子供さんが桂川中学校在学中にはPTA役員をされており、学校活動や地域活動に積極的に参加され、大変人望の厚い方であります。これまでの人生経験や豊富な知識と併せて、誰にでも親しまれるお人柄は、町民の皆様の基本的な人権を擁護すると同時に、多岐にわたる相談事や心配事に的確に対応できる方であり、責任感と使命感を持って御活躍頂けるものと確信いたしております。

議員各位の御理解を頂き、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。本件は人事案件でありますので、他人の私生活にわたる発言をすることのないように御注意願います。

それでは質疑を行います。ただいまの町長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 6点ほど質問いたします。

この方、住所が土師1003番地の130と書いてございますけれど、ちょっと地域的によく分からないので、行政区はどこの方なんでしょうか。

それと2番目に、人権擁護委員の構成人数を教えてください。

それから、誰かの推薦によってここに上がってきたのか、そういう推薦というものはあるのかなというふうに、名前は挙げなくてもいいですけど、そういうもの、誰かの推薦でここに上がってきているのかどうかということ。

それから、この人の経歴を見ますと、ただこの表面上を見ますと、特別人権に関わるようなことはしておられないようです。それで、当然、研修等があると思うんですけど、いつどのようにあるのか。

それから、この人権擁護委員の活動内容とはどのようなものか。

それとあと一つは、私もよく分からなかったんですけど、そういう人権委員さんがどこかにいる、常設相談所であるとか、特設相談所などがあると、インターネットで書いてありました。

本町ではどこにあるのでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 私のほうからは、ちょっと概略的なことになるかもしれませんが、

業務等の詳しい内容については、担当課長のほうから説明させます。

行政区は土師の7区になると思います。

それから、人数は4人です。桂川町内で4人です。

推薦者というのは特にはございません。私どものほうのいろんな情報の中から相談をしたということでもあります。

特別人権に関わっていないということですが、ちょっとこの意味が分かりにくいんですが、人権擁護委員の業務として、何か特別な知識を持って対応するというよりも、一般的な相談事、心配事に対応していくということですから、何か特別な技能、技術が必要というよりも、むしろそういう相談に乗っていかれる人柄、そういったものが重視されると考えております。

あと、研修の内容とか活動の内容、それから相談所の開設、いわゆる心配事相談の担当もされますので、そのことについては、担当課長のほうから説明させます。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○健康福祉課長（川野 寛明君） まず、研修なんですが、こちらのほうは飯塚地区の協議会、それから県のほうでも連合会等が設置されておりますので、任期になられましたら、そちらのほうで研修等が行われておりますので、そちらのほうに参加頂いて、研さんいただくような形になるかと思っております。

特設人権相談ということで先ほど申されましたけれども、本町においては、ひまわりの里において人権相談、特設の人権相談会を年に3回開催しております。6月と8月と12月、年に3回ですね。こちらのほうは特設人権相談会ということで、ひまわりの里のほうで開催をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（林 英明君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 一応人権相談員ということですが、人権に特化したものではないということですね。

私も調べました。生活相談なんかも受けられるというようなことを書いてありました。それで、6月、8月、12月、4人の方々が交代で対応なさるわけなんですか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○健康福祉課長（川野 寛明君） この特設人権相談会については、年に3回行っておりますが、4人の方、全てがこの日に参加頂いておるところでございます。一人一人参加ではなくて、4人の方が3回御参加頂いております。

○議長（林 英明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより諮問第2号を採決いたします。

お諮りします。本件は篠原優子さんを適任とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦については篠原優子さんを適任とすることに決定しました。

日程第7. 承認第11号

○議長（林 英明君） 承認第11号令和5年度桂川町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書5ページ、承認第11号令和5年度桂川町一般会計補正予算（専決第2号）について御説明いたします。

専決処分の理由といたしまして、一般会計予算の補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年8月4日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを御報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダー内のファイル①令和5年度一般会計8月専決予算書（第2号）で御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ980万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億6,973万7,000円と定めたものでございます。

7ページをお開きください。歳入について御説明いたします。

11款1項1目地方交付税は980万円の追加、普通交付税を財源調整により追加計上しております。

次の8ページから歳出でございます。

11款2項1目農業災害復旧費は380万円の追加。県補助金の対象となる災害復旧事業に係る査定受検のための経費及び応急災害復旧工事費の追加計上でございます。

次に、9ページ、11款3項1目道路橋梁災害復旧費は600万円の追加、国庫負担金の対象

となる災害復旧事業に係る査定受験のための測量設計委託料及び応急災害復旧工事費の追加計上でございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより承認第11号を採決します。

お諮りします。本件は承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第11号令和5年度桂川町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

日程第8. 議案第31号

○議長（林 英明君） 議案第31号損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。秦水道課長。

○水道課長（秦 俊一君） 議案第31号について御説明いたします。

議案書6ページをお開きください。本議案は、損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解についてでございます。

提案理由は、損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について。地方自治法第96条第1項第12号及び第13号、地方公営企業法第40条第2項並びに桂川町水道事業の設置等に関する条例第6条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次の7ページをお開きください。内容について御説明申し上げます。

損害賠償の額は421万1,235円でございます。

事故発生の日時は、令和5年3月17日金曜日午後1時頃、場所は桂川町大字土師地内でございます。

次に、事故の概要並びに損害の状況でございます。

土師地内の歯科医院より、濁り水の報告を受け、本町水道課職員が確認のため、量水器を取り外し、本館側から放水作業を行いました。

その際に量水器ボックス内の砂を誤って宅内給水管に混入させた影響で、被害者所有の精密機器である治療椅子4脚、歯面清掃器、滅菌器の動作に異常が発生し、精密機器の清掃、点検及び修理、部品交換が必要となったものでございます。

示談の内容は、町が損害額421万1,235円を相手方に支払い、双方は本件事故後について今後いかなる事情が発生しても、裁判上または裁判外において一切の異議申立て、または請求をしないという内容でございます。

8ページをお開きください。次に、損害額及び賠償負担額について御説明申し上げます。過失割合は町100%でございます。

治療椅子4脚の損害額210万3,453円、歯面清掃器は19万1,582円、滅菌器191万6,200円、合計の421万1,235円です。

なお、本件に関わる損害賠償補償金につきましては、町が加入しています全国町村会総合賠償補償保険にて全額支払われます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上は議決賜りますようお願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。

最後に、今回損害を与えました歯科医院に対しまして、多大なる御迷惑をおかけしたことに對して、この場をお借りしまして、改めましておわび申し上げます。

以後、このようなことがないように再発防止に努めてまいります。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。原中君。

○議員（9番 原中 政廣君） それでは、課長の説明をちょっとお聞きしたいと思うんです。まず、濁り水が出たということなんですが、それら、処理の仕方を間違ったということですね。そして、その濁り水の処理を間違ったということで、技術的なミスだろうと思いますけれども、その他に、その周辺の住宅には、ほかには濁り水の関係とかいろんな関係はなかったか、この2点をお聞きしたいと思います。

○議長（林 英明君） 秦課長。

○水道課長（秦 俊一君） 御質問にお答えいたします。

こちらは、歯科医と1つのメーターで自宅と2軒供給してあります。歯科医のほうから濁り水が出るということでしたので、これは、何といたしますか、御自宅そのものの影響なのか、本管か

らの水が影響なのか、まずそれを調べるために一回、量水器を外して本管からの水の濁りを検査しました。そこではありませんでした。

よって、ほかの周辺の住宅にも、そういう濁り水の影響はございませんでした。

以上です。

○議長（林 英明君） 原中君、いいですか。

○議員（9番 原中 政廣君） はい。

○議長（林 英明君） 次に、吉川紀代子君。

○議員（6番 吉川紀代子君） お尋ねします。

よく、分からないんですけど、なぜ職員が修理というか、そういうことをなされたのか、なぜ、業者に頼まれなかったのかということが1点。それと、あと一つが相手先、その病院にこの明細書を見ると、何か、これ、椅子とかこれいろんなこと、これ、新規に買われたんですかね。そして、それが入ってくる間、土日が入るかもしれないけど、すぐそういう機器が入ってきたかな。日にちがかかるんじゃないだろうかと思って、業務に支障はなかったのですかね、病院側に。そして、この中には、ごめんなさいといいますか、慰謝料といいますか、名前が適当ではないかもしれませんが、それらが含まれてないようだから、そういうことは、全然、話合いとしては上がらなかったんでしょうか。

○議長（林 英明君） 秦課長。

○水道課長（秦 俊一君） 御質問にお答えいたします。

○議員（6番 吉川紀代子君） 大きい声でお願いします。

○水道課長（秦 俊一君） まず、職員がなぜ、修理というか、行ったのかということなんですけど、まず、濁り水ということは、どこに原因があるか、浄水場に原因があるのか、個別の宅内に原因があるのか、まず、その見極めを本町職員がするべきでありまして、その確認のために行きました。

先ほど申しましたとおり、本管からの濁り水が原因なのか、宅内の濁り水が原因なのかということで、業者に任せるのではなく、まずは職員が行くと、今までもそういった対応をしまいいりました。今回もそのような対応をしました。

相手方の修理ですかね、修理。

○議員（6番 吉川紀代子君） 修理。

○水道課長（秦 俊一君） 修理と言われましたけども、先ほど御説明いたしました椅子ですかね。椅子が4脚と、歯面清掃器が1つと、滅菌器ということで、報告いたしました。治療椅子4脚に関しましては、応急処置で対応してもらっています。歯面清掃器は代替器で対応してもらっています。その滅菌器というのは、毎日清掃しながら使用しているという状況でございます。

支障がなかったかということですが、現在において休業はしておりませんし、通常どおり業務を行っております。

最後に、慰謝料に関しましては、その辺りはお互いそういった話合いはなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（林 英明君） 吉川紀代子君。

○議員（6番 吉川紀代子君） この説明書にただ、損害額及びその賠償負担額で、ただ単にその治療用の椅子であるとか、歯面清掃器とかそういうふうに書いてあるから、これは何というか、滅菌だとか、雑菌がないようにそういう処置をしたのかな、新しく買ったのかなとか、そういうふうな想像ができなかったもので、お聞きしたんですけれど、もう少し詳しく書いていただいたら、改めて質問する必要もなかったかと思っております。

今後、こういうことのないように気をつけてください。

○議長（林 英明君） ほかに、大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） この問題については、相手に御迷惑をかけたということで、私はもう全面的に賛成なんですけど、1点、前回の6月議会のときにもお願いしておりましたけども、今回、この損害賠償額に定める、和解成立ということで、こういう事件があったというのは、この議案書を見て初めて分かったわけですよ。それで、もう6か月もかかって、私たちが知ったという現状がございます。

そこで、質問ですけども、まず、総務経済建設委員会には報告されたと思うんですが、いつ頃、いつされたかと。それと、文教厚生委員会で、ほかの方たちに話してあるかもしれんけど、私は聞いておりませんので、文教厚生委員のほうに、いつ話されたかなあという、そこも、まず2点をちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（林 英明君） 秦課長。

○水道課長（秦 俊一君） 御質問にお答えいたします。

総務委員会では、この本議会前に2回ほど委員会で報告させていただきました。文教委員の皆様には、個別には報告しておりません。

以上です。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 総務委員会のほうに報告されたということですが、事故があつて、すぐされた。課長は前のときの課長じゃないからですね、私も行政職上りですから、こういうのがあつたら、次の、大体月に2回、委員会がありますので、そのときにこういう状況の事故があつたという報告を私はされるべきであるし、文教もそこら辺で、桂川町のことであるし、住

民の方たちは、議員は大体、大きなというか、個別の小さいのまでは結構ですけど、大きないろいろな案件は知っているというふうにも思われておりますので、なぜ、総務委員会に話されても、文教委員会に話されなかったというかですね。

私、6月議会のときに、福祉バスのあるときに、個別ではないけど、そこそこ大きな案件といえますか、報告書とかいいかなというふうなことで、ぜひ、報告をしていただきたいと、3か月前にお願いしておいた分で、また、これですから、私、執行部がどう思っているのか、そこら辺を聞きたいんですけど、いかがですか。町長でもいいですけど。

○議長（林 英明君） 秦課長。

○水道課長（秦 俊一君） 御質問にお答えいたします。

この、何と言いますか、今、大塚議員が言われました大きい案件とか、おっしゃいますけども、もともと所管は、当然、総務経済建設委員会でございます。これの、私も判断というか、どのときに文教厚生委員会に報告するとか、その基準というのが、私もしっかり、今回、分かりませんというか、その辺が決断できなかったのも、所管の総務経済建設委員会には、当然、報告する義務がございますので、そちらのほうではさせていただきました。今後、これをどういう基準で、大きい、小さいとかそういう私もちょっとその辺の判断ができなかったのも、今回は、報告はさせてはもらっていませんでした。すみませんでした。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 大きい、小さいというのは、あくまでも例ですから、課長が報告書、私のときにも、報告しとったほうが、後々、議員さんから言われんでいいかなと思って。金額とかは、どうなるか分からないです、相手方もおられるから。

ただ、こういう状況、こういう事故があつて、事故というか、こういうような案件があつて、こういうふうになっていますということを書いていただければ、この何分か、私、こういうふうな発言をせんといいいとですよ。

ですから、やはり、そちらの判断がどういうふうに分かれませんけど、もし、議会上げられたときに、また、私、言わないかんきですね。そこら辺の統一なり、何かしておいていただかんと、一応、私は個人的に思いますんで、意見として言っておきます。ちょっと、何か、御回答があれば、なければいいです。

○議長（林 英明君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 実は、僕はここの歯科医院へ行っていて、信頼している歯医者さんなんですけど、知らんやったらやっぱり、まずいと思います。僕が行ったときに、こんな件は何も知らないで、行ったときに困るなあと。一応、僕は後援会だよりを入れておりますので、僕

が議員というのも知られているんです。

まあ、言っておいていただけたらと思いますが、どこまで言うか非常に難しいですよ、実際。それは分かります。

よろしければ、委員長の方にこんなんでしょうと言ってもらった方がいいのかな。そこで、後は委員長の判断で、こんな件がありましたけど、詳しく聞きたいなら来てもらいますかというような話になると思うんで、そしたらどうでしょう。

あと、僕がちょっと心配したのは、これ、金曜日なんですよ。午後1時なんですよ。ということは、あそこは土曜日もやっているということは、そのところの営業というか、仕事に差し支えてるよなあと、先ほど吉川さんが言われたように、そのところの補償は何も上がってない、そこは大丈夫だったんですか。

○議長（林 英明君） 秦課長。

○水道課長（秦 俊一君） 御質問にお答えいたします。

議員おっしゃいますとおり、事故発生当日は金曜日でございました。こちら先ほど言いましたように、病院と自宅と1つのメーターで給水しておるところでございます。

で、自宅のほうの蛇口が修繕が要ということで、その歯医者さんの修繕を頼んでいらっしゃる業者が、その蛇口を修繕したということでもあります。

その後、先方から電話があったのが、22日の水曜日なんですね。そのときに、管内に砂が混入したことにより、点検が必要と、そういうことを先方より連絡がありまして、そういうことで、点検後にメンテナンスや部品交換の見積書を出していただけないかということで対応しております。

以上です。

○議長（林 英明君） いいですか。柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） つまり、その仕事に差し支えたから、そこは何とかしてくれという話は、向こうから出されなかったし、町もしなかったといことなんですか。

○議長（林 英明君） 秦課長。

○水道課長（秦 俊一君） はい、そのとおりでございます。

○議長（林 英明君） よろしいですか。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第31号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時06分休憩

午前11時15分再開

○議長（林 英明君） 会議を始めます。

日程第9. 議案第32号

○議長（林 英明君） 議案第32号財産の処分についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。原中建設事業課長。

○建設事業課長（原中 康君） 議案書9ページをお開きください。議案第32号財産の処分について御説明いたします。

本議案に係る財産とは、桂川町が所有する土地であり、普通財産でございます。

1、譲渡する土地の所在、地目及び面積でございますが、所在地は、桂川町大字吉隈字日ノ隈898番20、外1筆です。地目は宅地です。譲渡しようとする面積は、6,567.16m²、約1,986坪です。

2、譲渡金額は、3,152万2,368円です。

3、譲渡の目的は、県道豆田稲築線道路改良工事に伴う土地・建物移転補償契約により、代替地として土地を譲渡するものです。

4、譲渡の方法、随意契約です。

5、仮契約日は、令和5年8月18日でございます。

6、譲渡の相手方は、住所、福岡県嘉穂郡桂川町大字土居1036番地8、氏名、有限会社矢次衛生、代表取締役矢次伸一郎です。

提案理由については、桂川町が所有する土地の譲渡について、県道豆田稲築線道路改良工事（九郎丸工区）に伴う土地・建物移転補償契約予定者が、現在運営している事業所等に移転の必要が生じることから、桂川町に対し代替地の提供が求められ、これを受け、相手方と協議を行った結果、当土地を譲渡するものであり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、町議会の議決を求めるものであります。

次の10ページをお願いいたします。参考資料1でございますが、譲渡する土地の内容について。

1、譲渡の目的は、議案説明のとおり県道拡幅工事に係る代替地として土地を譲渡するものです。

2、譲渡単価は、1m²当たり4,800円、坪単価約1万5,868円で仮契約を行っており、土地単価の根拠については、不動産鑑定を参考に決定を行っております。

3、譲渡の払下申請日は、令和5年4月7日で、不動産鑑定及び測量を行い、譲渡契約に係る

協議を行っております。

4、協議の結果、令和5年8月18日、仮契約を行っております。

5、土地売買契約の効力の発生は、本議会の議決を得たときでございます。

次の11ページに位置図、その次の12ページには、詳細図及び各筆の面積を表示しております。

以上、簡略な説明でございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいま課長の説明に対し、質疑ありませんか。原中君。

○議員（9番 原中 政廣君） それでは、今、課長の説明について若干お聞きします。

これ、譲渡ということですがけれども、平たく言ったら売買ということでもいいんですね。ということになりますと、売買価格も不動産鑑定士を入れたということでも全然問題ないと思いますし、逆に言えば、交換部分は一切ないだろうと思いますので、例えば、今度新たに道かかりますよね。その部分は、不動産鑑定士の中で評価を頂いて、今度桂川町が買うという形の中の、売買契約だということの認識でよろしいですか。

言いよる意味分かる、分かるかな。もう一回言いましょうか。

○議長（林 英明君） 分かるね。原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） ただいまの御質問ですがけれども、当県道豆田稲築線九郎丸工区に係る矢次衛生さんの用地の売買ですがけれども、ここは福岡県のほうが道路の拡幅幅に必要な範囲を買い取るという内容になります。

当然、その残地等がございますけれども、ここについては、矢次様自身でそういった残地的な処分といいますか、対応をされるということで、ここを役場のほうが買い上げると、現在の土地と交換するとかいう契約内容ではないという状況でございます。

○議員（9番 原中 政廣君） 分かりました。今言われている意味は、だから必要なものは不動産鑑定士が鑑定して買うと。そして、今、売却されているところは、鑑定士のきちっといった評価の中で売るという形で。ただ、この道路にかかったことによる要素で、桂川町としても対応したという考え方でいいんですね。

○議長（林 英明君） 次、大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） これは、私、確認なんですけど、工区の譲渡する場所のちょっと上ぐらいに、今現在、産業廃棄物施設の建設計画がありますけど、そこら辺の説明をされて、この矢次衛生の方が購入されるということの理解を得ていただいているかどうかだけ、ちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） ただいまの御質問について、今土地を譲渡しようとする矢次衛生さんについては、福岡金属興業さんがそのような計画をちょっと考えていらっしゃるということをお伝えはしております。そういう情報を把握した上で、この譲渡契約の仮契約を結んでいるという状況で確認をしております。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第32号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第10. 議案第33号

○議長（林 英明君） 議案第33号桂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び桂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。江藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（江藤 栄次君） 議案書13ページをお願いいたします。議案第33号桂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に係る基準を定める条例及び桂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

本議案は、2つの条例につきまして、主な改正理由、目的が同一であるため、同一議案として提案をさせていただいております。

共通する改正点は、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令、令和5年厚生労働省令第48号が令和5年4月1日に施行されたことに伴い、関係省庁が厚生労働省から内閣府こども家庭庁に事務移管されたため、条文中の厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めるもの。

また、桂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に係る基準を定める条例については、特定教育・保育施設及び行政機関は、保育・教育を必要とする児童及び保護者の支援について、希望する幼稚園・保育園の利用、入園・入所の利用調整について協力すること、いわゆるあっせん、調整及び要請に対する協力について努めることを明記を行っております。あわせて、それに係る条項号の整理を行っております。

議案書14ページをお願いいたします。改正内容につきまして、御説明いたします。

まず、第1条、桂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正について御説明いたします。

第7条第2項中、「場合を含む」の次に、「。第40条第2項及び第42条第4項第1号において同じ」を加えます。

第15条第1項第4号中、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めます。

第35条第3項中、「同条第2項」を「同条第2号」に改めます。

第37条第1項中、「同省令」を「同令」に改めます。

第44条中、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めます。

次に、第2条、桂川町家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例の改正について御説明いたします。

第25条中、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めます。

附則としまして、本条例は公布の日から施行するものでございます。

議案書15ページから16ページに、新旧対照表を記載しておりますので、御参照ください。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいま課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第33号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第11. 議案第34号

○議長（林 英明君） 議案第34号令和5年度桂川町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書17ページ、議案第34号令和5年度桂川町一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

本議案は、令和5年度一般会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法第218条第1項の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダー内のファイル②令和5年度一般会計9月補正予算書（第3号）で御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億

142万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億7,115万9,000円に定めようとするものでございます。

次に、6ページをお開きください。第2表地方債補正でございます。

追加としまして、3、事業債、社会福祉施設整備事業債960万円、一般補助施設整備等事業債80万円及び災害復旧事業債2,340万円の追加、また、変更としまして、4事業債、地域活性化事業債は850万円から1,160万円に、公共事業等債は2,560万円から1,890万円に、公営住宅建設事業債は1,870万円から2,400万円に、臨時財政対策債は2,571万7,000円から2,154万2,000円に、それぞれ起債限度額を変更、以上の補正を行うものでございます。

次に、10ページをお開きください。ここから歳入予算について御説明いたします。

1款1項1目町民税個人604万4,000円の追加。

次の11ページ、2項1目固定資産税528万7,000円の追加。

次の12ページ、3項2目軽自動車税種別割56万1,000円の追加は、調定額の決定によるものでございます。

次に、13ページ、10款1項1目地方特例交付金99万4,000円の追加は、決定によるものでございます。

次に、14ページ、11款1項1目地方交付税3,578万4,000円の追加は、普通交付税での財源調整によるものでございます。この普通交付税につきましては、当初予算時点で本年度交付予定額を18億6,265万円と見込んでおりましたところ、去る7月28日、対前年度比1.5%増の19億5,064万1,000円での決定となりました。本補正後の地方交付税の予算計上額20億5,337万7,000円のうち、特別交付税分2億円を除きました普通交付税は18億5,337万7,000円でございますので、決定額との差額、普通交付税留保財源額は9,726万4,000円となるものでございます。

次の15ページ、15款1項3目災害復旧費国庫負担金3,335万円の追加は、7月の梅雨前線豪雨被害に係る公共土木施設災害復旧費国庫負担金の追加計上。

次の16ページ、15款2項1目総務費国庫補助金578万5,000円の追加は、社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金及びマイナンバーカード交付事務費国庫補助金の追加計上、2目民生費国庫負担金1億259万6,000円の追加は、私立保育園の新設等に係る特定教育・保育施設整備交付金及び保育所等業務効率化推進事業費国庫補助金の追加計上、3目衛生費国庫補助金429万5,000円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の追加計上。4目土木費国庫補助金1,350万5,000円の減は、道路事業及び町営住宅更新事業等に係る社会資本整備総合交付金の内示による減額計上でございます。

次に、17ページ、16款2項2目民生費県補助金39万6,000円の追加は、私立保育園に係る保育所等非常勤職員雇用支援事業費県補助金の追加計上、5目農林水産業費県補助金350万円の追加は、農業用水利施設改修に係る農業農村整備事業費県補助金の追加計上、9目災害復旧費県補助金345万円の追加は、7月の梅雨前線豪雨被害に係る農林水産業施設災害復旧費県補助金の追加計上でございます。

次に、18ページ、17款1項2目利子及び配当金26万6,000円の追加は、消防ポンプ自動車購入及び防災整備基金と鉱害復旧かんがい排水施設維持管理基金の定期預金利子の追加計上。

次の19ページ、2項1目不動産売払い収入3,152万2,000円の追加は、町有地売払い収入を追加計上しております。

次に、20ページ、19款1項1目財政調整基金繰入金2億円の減は、今回の補正で歳入が歳出を上回ったことによる財源調整でございます。

次に、21ページ、2項1目住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金664万3,000円の追加は、当該会計の歳入余剰見込額の入入れによるものでございます。

次に、22ページ、20款1項1目繰越金2億2,518万4,000円の追加は、令和4年度一般会計の純繰越額が2億8,518万4,000円となりましたので、当初予算計上額6,000万円との差額分を追加計上しております。

次に、23ページ、21款4項2目雑入1,794万5,000円の追加は、電算システムの標準化対応に係るデジタル基盤改革支援補助金や、子ども医療費及びひとり親家庭等医療費の過年度分戻入金、福岡県後期高齢者医療連合からの後期高齢者医療療養給付費負担金、前年度精算金の追加計上でございます。

24ページ、22款1項1目農林水産業費310万円の追加は、農業用水利施設改修に係る国土保全対策事業債の決定見込みによるもの、2目土木債140万円の減は、道路改良等事業債及び町営住宅建設事業債の決定及び決定見込みによるもの、4目臨時財政対策債417万5,000円の減は、決定によるもの、5目民生費1,040万円の追加は、私立保育園の新設等に係る特定教育・保育施設整備事業債の決定見込みによるもの、6目災害復旧事業債2,340万円の追加は、7月の梅雨前線豪雨被害に係る農地農業用施設及び公共土木施設の補助及び単独災害復旧事業債の決定見込みによるものでございます。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。

なお、今回の歳出予算の補正に当たりましては、職員人件費につきまして、本年4月の人事異動等に伴う予算の組替えなど、全ての関係費目を整理しておりますほか、高圧電気料金の高騰につきまして、今後の見通しが不透明な状況のため、各施設の電気料を必要に応じ追加計上してお

りますので、ここでお断り申し上げ、以降の説明は割愛させていただきます。また、歳入予算の補正に伴う財源組替えにつきましても、御説明を割愛させていただきますので、併せてお願いいたします。

では、26ページをお開きください。1款1項1目議会費3万9,000円の追加は、職員人件費の整理でございます。

次に、27ページ、2款総務費1項1目一般管理費174万2,000円の追加は、職員人件費の整理、3目財政管理費6,616万6,000円の追加は、住宅新築資金等貸付事業特別会計からの歳入余剰見込金の繰入れに伴う、公共事業整備基金積立金及び一般会計前年度繰越金の一部と町有地の売払い収入を財源とする、教育・保育施設整備基金積立金の追加計上、5目財産管理費96万円の追加は、庁舎の電気料の追加計上。

次の28ページ、13目町誌編さん事業費62万9,000円の追加は、同事業に係る事務費と、町誌の主要構成や編さん計画の策定等に係る町誌編さん計画策定支援業務委託料の追加計上でございます。

次の29ページ、2項1目税務総務費754万3,000円の減は、職員人件費の整理、2目賦課徴収費59万4,000円の追加は、電子申告手続の拡充対応に係る共通納税システム追加機能導入業務委託料の追加計上。

次の30ページ、3項1目戸籍住民基本台帳費850万7,000円の追加は、職員人件費の整理と電算システムの標準化対応に係る戸籍システム改修業務委託料、また、マイナンバーカードの氏名ローマ字表記対応に係る住民基本台帳システム改修業務委託料の追加計上によるもの。

次の31ページ、6項1目監査委員費2万2,000円の追加は、職員人件費の整理でございます。

次の32ページ、3款民生費1項1目社会福祉総務費237万円の追加は、職員人件費の整理と、産前産後期間の国保税免除に伴うシステム改修等に係る国民健康保険特別会計繰出金の追加計上、3目老人福祉費334万7,000円の追加は、桂寿苑の電気料と職員人件費の整理に伴う後期高齢者医療特別会計への職員給与費等繰出金の追加計上、4目重度障害者医療費64万円の追加。

次の33ページ、7目未熟児養育医療費29万円の追加は、それぞれ精算による前年度国庫県支出金返還金の追加計上、8目介護保険事業費386万円の減、9目介護予防事業費91万2,000円の減。

次の34ページ、10目地域包括支援センター事業費167万6,000円の減は、職員人件費の整理でございます。

次の35ページ、2項1目児童福祉総務費1億1,682万7,000円の追加は、私立保育所

に対する保育所等非常勤職員雇用支援事業補助金、保育所等業務効率化推進事業補助金及び就学前教育・保育施設整備交付金の追加計上、2目児童措置費13万3,000円の追加は、過年度分児童手当国庫負担金の追加計上、3目児童福祉施設費57万3,000円の追加は、学童保育所の電気料の追加計上、4目子育て支援費65万8,000円の減は、職員人件費の整理。

次の36ページ、5目土師保育所費664万1,000円の減は、職員人件費の整理と屋上防水工事の追加計上でございます。

次の37ページ、3項1目国民年金費13万9,000円の減。

次の38ページ、4項2目人権センター運営費3万円の追加は、職員人件費の整理でございます。

次に、39ページ、4款衛生費1項1目保健衛生総務費1,412万2,000円の追加は、職員人件費の整理、2目予防費429万5,000円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る常時勤務会計年度任用職員人件費の追加計上によるものでございます。

次に、41ページ、5款労働費1項1目失業対策総務費3万8,000円の追加は、職員人件費の整理でございます。

次に、42ページ、6款農林水産業費1項2目農業総務費22万8,000円の追加は、職員人件費の整理と運用利率の決定に伴う鉱害復旧かんがい排水施設維持管理基金預金利子積立金の追加計上によるもの、6目農地費702万4,000円の追加は、職員人件費の整理と千代ヶ浦ため池の護岸等改修に係る水利施設等改修工事の追加計上でございます。

次に、43ページ、7款商工費1項1目商工総務費86万円の追加は、職員人件費の整理、2目商工振興費58万8,000円の追加は、プレミアム付き商品券発行事業補助金の電子決済換金振込手数料負担の追加交付分の計上でございます。

次に、44ページ、8款土木費2項1目道路橋梁総務費507万9,000円の減。

次の45ページ、3項1目都市計画総務費279万円の減。

次の46ページ、4項1目住宅管理費2万8,000円の追加は、職員人件費の整理、2目住宅建設費62万円の追加は、職員人件費の整理と町営住宅二反田団地建て替え移転補償費の追加計上でございます。

次に47ページ、9款消防費1項1目非常備消防費4,000円の追加は、運用利率の決定に伴う消防ポンプ自動車購入及び防災整備基金預金利子積立金の追加計上でございます。

次に、48ページ、10款教育費1項2目事務局費8万2,000円の追加は、職員人件費の整理。

次の49ページ、2項1目桂川小学校学校管理費233万6,000円の追加、次の50ページ、3項1目桂川東小学校学校管理費87万2,000円の追加、次の51ページ、4項1目桂

川中学校学校管理費 90 万円の追加は、各学校の電気料の追加計上。

次の 52 ページ、5 項 1 目桂川幼稚園費 25 万 9,000 円の追加は、職員人件費の整理と電気料の追加計上。

次の 53 ページ、6 項 1 目共同調理場費 220 万 5,000 円の追加は、職員人件費の整理と電気料の追加計上のほか、蒸気ボイラー入替えに伴う熱源変更による灯油代の減額及びガス代の追加、並びに灯油地下タンク廃止手数料の追加計上でございます。

次の 54 ページ、7 項 1 目社会教育総務費 56 万円の追加は、職員人件費の整理、5 目住民センター費 17 万円の追加は、電気料の追加計上、6 目王塚装飾古墳館費 126 万 7,000 円の追加、7 目図書館費 79 万 7,000 円の追加は、職員人件費の整理と電気料の追加計上。

次の 55 ページ、8 項 2 目体育施設費 87 万 8,000 円の追加は、総合グラウンドの電気料の追加計上、3 目総合体育館費 3 万 6,000 円の追加は、職員人件費の整理でございます。

次の 56 ページ、11 款災害復旧費 2 項 1 目農業災害復旧費 1,000 万円の追加、次の 57 ページ、3 項 1 目道路橋梁災害復旧費 7,960 万円の追加は、7 月の梅雨前線豪雨被害に係る災害復旧費の追加計上でございます。

58 ページ、12 款公債費 1 項 1 目元金 11 万 9,000 円の追加。2 目利子 23 万 9,000 円の減は、既発行地方債の借入利率の一部見直しや新規発行債の借入利率の決定によるものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6 番 吉川紀代子君） まとめて行います。

23 ページ、21 款 4 項 2 目 1 節のところ、デジタル基盤改革ということで上がっております。このデジタル基盤改革とはどういうことなのか。

次に、この補助金は国から出ると、県から出ると。それから、この補助割合はどうなっているのか。この件、23 ページ。

次に、28 ページ、2 款 1 項 13 目 12 節、この 12 節のところ、町誌編さん計画策定支援業務委託料を計上してありますけれど、この編さん計画は、町が独自にそういう課を設けて、作業を進めていると私は思っております。何をどう支援するのか、その委託先はどこか。

次に、46 ページでございます。8 款 4 項 2 目 21 節、団地の移転の補償金ですか、が上がっていたと思いますけれど、この補償金を支払った件数は何件でしょうか。

以上です。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） それでは、予算書23ページ、21款4項2目1節雑入のデジタル基盤改革支援補助金につきまして御説明を申し上げます。

デジタル基盤改革支援補助金につきましては、全国の自治体ごとに異なる業務システムを今取り入れております。それを令和7年度までに全国統一した情報システムに移行するために、各自治体が準備を進めているもので、補助率は10分の10で、国からの補助金となっております。

○議長（林 英明君） 次は、小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 町誌編さん計画の支援に関してでございます。

町長の施政方針の中にもありましたように、1つの本を作り上げるわけですね。歴史書を作り上げるということになります。そこに対して専門的なノウハウを取り入れたいということで、この委託料を計上しております。

○議長（林 英明君） 次は、46ページ、原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 46ページ、住宅建設費21節補償、補填及び賠償金ということで、58万8,000円の計上についてです。

こちらにつきましては、二反田団地A棟の入居者様が退居されて、そこに2世帯分を新たに椿団地、貴船団地等から入居されるための引っ越し代、移転補償金29万4,000円の2件分を計上しております。これにつきましては、2分の1が国の補助金が頂けるということで、その2分の1は町費ということになるわけなんですけれども、その2件分の歳出額を58万8,000円計上いたしております。

以上です。

○議長（林 英明君） 次、大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） まず、農地費で工事請負費で700万円、水利施設改修工事、これ千代ヶ浦ため池だそうですが、どういうふうな計画をされているか。

あと、商工振興費でプレミアム付き商品券発行事業補助金、これはどういうふうなことをされるかという2点をお願いします。

○議長（林 英明君） 小金丸課長。

○産業振興課長（小金丸卓哉君） まず、42ページ、水利施設等改修工事700万円につきましては、千代ヶ浦ため池、護岸の張りブロックが劣化のために損傷しております。その損傷工事、それと斜樋のスピンドルとって、斜樋栓の軸が蛇のように今曲がっている状況です。それを修繕する費用、合わせて700万円を計上させていただいております。

次に、43ページ、プレミアム付き商品券発行事業補助金ということで、小平課長からも財政課長からも説明がありましたが、電子決済の換金振込手数料分ということで、今回、新たに「電子よかーけん」導入いたします。その際の店舗の売上げを振込となります。これが、手数料分を

計上して58万8,000円を予算として追加で提案させていただいているところでございます。
以上です。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 一応分かったような、分かってないような。私たちスマホとか使っていないから、次、委員長の報告でもいいし、そこら辺、ちょっと私たちが使い切らんとうです。それは店に行ったら分かるかもしれんけど、分かりやすく、こういうようなことをするということで、詳しく説明頂ければと思いますので、今聞いたら長くなるから、よろしく願います。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 16ページの4目土木費国庫補助金が、かなり1節、2節ともにかなり大きな減になっているんですけど、説明をお願いします。

42ページ、すみません、これはかぶっています。大塚さんが言われたからいいです。

次、43ページ、これは、一遍大塚さんが言われた部分の58万8,000円ですが、これは前回の当初予算では入れてなかったんですかね、追加になっちゃったの。それとも、何か当初見えなかったのが入ってきたのか、最初からこれは幾らか要るだろうけど、予算には上げてなかったのか。その説明を1点お願いします。

それからその上、1目3節職員手当等が53万9,000円の超過勤務手当が出ています。これ結構大きいですよ。これをお尋ねしたいんですが、多分こういったプレミアム付き商品券の絡みかなと想像はできますが、なぜ、これだけ増えたのか。そして、最も多い月では何時間の超過勤務をされているか教えてください。

それから、3点目です、4点目になるのかな。光熱水費がいずれも上がっています、よく分かりますが。大体何%アップの計算をされているか教えてください。

以上です。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 16ページの15款2項4目土木費国庫補助金の減額についての説明でございます。

区分の1の道路橋梁費国庫補助金につきまして、833万円の減額ということでございます。内訳としまして、新町・狩野線、二反田団地につながる道路でございますけれども、この国の内示が662万8,000円減額になっております。これは国の要望箇所の数にもよって内示額変わってくるんですけれども、ここが減らされたということで、これが662万8,000円。それと、土居・瀬戸線、これは土居四角から桂川郵便局のほうまでつながるところを、今、測量設計やっている最中なんですけれども、ここについても内示額が170万2,000円落ちており

まして、合わせまして833万円減額になっています。新町・狩野線につきましては、この影響によって2工区分けで発注しようとしていたんですけれども、2工区目の発注を見合わせて、最終的に補助金が取れなければ、来年度の施工にスライドしていくというようなことも今、検討している最中でございます。

それと、住宅費国庫補助金の517万5,000円につきましては、昨年度から二反田団地B棟建築工事やっております、こういった内容の補助金が昨年もありました。その補助金の中で535万4,000円が年度間調整という形で、昨年度、ちょっと言いやすく言わせていただいたら、もらい過ぎというような、過剰な分の補助金ございましたので、そこを今年度、調整を受けて535万4,000円を減らされていると。

一方で、先ほど吉川議員の質問で、移転補償費の50%補助金の17万9,000円がプラスになっておりますので、差引きで517万5,000円を減額したという内容になっております。

○議員（3番 柴田 正彦君） 今の時点で追加質問をしておきたい。

ということは、1点目の道路橋梁のほうは、見込みよりも国が出してこなかった。つまり、その分は町が独自に払うということですかね。その工事をするためには支払っていかないと。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 国庫補助金が減らされますので、その減らされる分を、工事を、歳出もちっちゃくするという形で、今、対応しておるところでございます。

○議長（林 英明君） 小金丸課長。

○産業振興課長（小金丸卓哉君） 予算書の43ページ、プレミアム付き商品券の補助金58万8,000円についてですが、これ、先ほど申し上げましたように、振込の換金手数料ということで、当初予算では想定していなかったというところで、新たに追加ということでございます。

○議長（林 英明君） いいですか。横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 同じく43ページで、超過勤務手当で御質問がありました。

で、今回の超過勤務手当につきましては、事業拡大というようなことではなく、4月の人事異動で、人件費が一人一人単価が違っておりますので、それに応じて超過勤務手当の単価も変わっておりますので、この7款商工費以外のところでも、超過勤務手当は、人事異動に関して調整をかけて増減を行っておりますので、そういうことということで、御理解を頂けたらと思っております。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 電気代の件について、私のほうから御説明させていただきます。

今の契約っていうのは、九州電力送配電というところからしているんですけど、その契約が昨年の12月からしております。その12月からの実績とこの4月から6月の実績、その実績を昨

年度と比較しまして、率がそれぞれ違うんですよね、施設によって割引率が違ったから。なので、一定の率を掛けたというよりも、今までのこの12月から6月ぐらいまでの実績を、昨年の方と比較して、それで、この伸び率を出して、1年間を出したという感じになっていますので、一定の率を掛けているということではありません。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） すみません。超過勤務手当は、ただ、この商工総務費のところが、ほかもいっぱい大きかったですかね。一通り見たけど、これが気になったもので、ほかのところにでてるんですかね、同じように。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 例で出しますと、29ページ、2款総務費の等でも、80万という形で上がっておりますので、全体的には、今回は人事異動に伴う形で超過勤務等も全部整理させてもらっております。ほかのところの款・項・目もございますので、そういうことで御理解をいただけたらと思っております。

○議員（3番 柴田 正彦君） はい、分かりました。総務課とかは大きいけれども、先ほど言った43ページのところは、課としてもそんなに人数はかんでないのになと思ったから、ちょっと心配になったんです。

○議長（林 英明君） よろしいですか。小金丸課長。

○産業振興課長（小金丸卓哉君） 商工統計係ということで、統計調査とかもあるんですよね。業務の関係で、そういった残業が多くなるというところもあるかと思います。ただ、詳細はちょっと把握しておりませんので、申し訳ありません。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。原中君。

○議員（9番 原中 政廣君） 不動産の売却収入ということで、これは19ページになります。ここで予算書の、これは、先ほど原中課長が説明された、矢次さんのところに売却された金額そのままということなんですが、この中で、今まで当初予算等々つかれたとき、非常に細やかにできてある、係長あたりがね、作ってある部分と、言い方悪いんですけど、意外と、当初予算ざっくりした、こんな収入、入ってくるのかなあというようなあるような感じもあるんですけども、小平課長に聞きたいと思いますが、この補正予算の場合は、予算書の上げ方として、先ほど仮契約ということをお聞きしたんですよね。そうした内容でも、もう収入として補正予算書に上げてあるんですが、これは別に、予算書の上げ方としては問題はない、それとも、本契約がきちっとできた時点で上げていくべきものなのか。まあ、そんなにこれを急ぐような売買は、もう成立すると思いますんで、急ぐ問題でもないと思うんですけど、これ、予算書の作り方自体の問題としては、どういうふうに私は解釈したらよろしいですかね。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 予算を伴う議決の場合は、予算が先がないと議決を得れないというようなルールになっていると思います。で、今回、同時なので、同時もオーケーということで、こういった形で上げさせてもらっております。

○議長（林 英明君） 原中君。

○議員（9番 原中 政廣君） そしたら、もうこの金額、ぴったしの金額でいいということですね。例えば、これだけ若干低くなるんじゃない、例えば、高くなれば、一応予算だけ組んどけばいいという考え方ですか。例えば、この金額は変わらないと思うんですけども、ひよっとしたら、ひよっとしたら、まあ、いろんな想定ですけども、不動産鑑定士の評価が若干違うちょっとした、で、ついては、この金額に変更になりましたとかいうことが、起こり得ることもあると思うんですね。ただ、そういうときには、例えば、もうこれよりか低ければ問題ないと思う、高くても一応予算をこの金額上げとけば大丈夫という考え方でいいですか。違いがあったら、ちょっと教えてください。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 多分、金額が上がれば、また改めて議決をもらう必要もあるかと思いますが、その場合はまた補正予算も必要だと思います。

○議長（林 英明君） 原中君。

○議員（9番 原中 政廣君） 分かりました。それとちょっと分かりませんでしたので、質問しました。オーケーです。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第34号は、会期中、総務経済建設委員会、文教厚生委員会の各常任委員会に付託いたします。

これで暫時休憩いたします。次、1時から始めます。

午後0時06分休憩

午後1時00分再開

○議長（林 英明君） 会議を開きます。

日程第12. 議案第35号

○議長（林 英明君） 議案第35号令和5年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予

算（第1号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。古野税務課長。

○税務課長（古野 博文君） 議案第35号令和5年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書18ページをお願いします。提案理由といたしまして、繰越金等の予算計上に伴い補正の必要が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、補正予算書にて御説明申し上げます。

予算書のフォルダー内③令和5年度住宅新築資金等貸付事業特別会計9月補正予算書（第1号）をお開きください。

補正予算書の2ページをお願いします。本予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ664万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ853万5,000円に定めようとするものでございます。

7ページをお願いします。歳入でございます。

2款事業収入1項1目住宅改修資金貸付金元利収入4,000円の減額、2目住宅新築資金貸付金元利収入2万9,000円の減額、3目宅地取得資金貸付金元利収入2万5,000円の減額は、調定額の決定によるものでございます。

8ページをお願いいたします。3款繰越金1項1目繰越金670万1,000円の増額は、前年度の繰越金の決定によるものでございます。

9ページをお願いします。歳出でございます。

1款総務費1項1目一般管理費664万3,000円の増額は、当会計の歳入余剰見込みに伴う一般会計繰出金への追加計上でございます。

以上、簡略ではございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） すみません。よくこのことが分かってなかったなということで反省しておりますが、まず、基本的なところから教えてください。

桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算書とあるんですが、この新築資金貸付事業というのが、どんなものをまず教えていただきたい。

それと、9ページに、補正が664万少しあるんですが、これ一般会計に繰り出す。前ページでは、前年度の繰越しは、この辺はもう少し説明していただくといいんですが、えらい大きい額の補正で、これ集計表を見たら集計表の中では、住宅新築資金等貸付事業特別会計の歳入余剰金

見込額の受入れと書いてある。これもよく理解できませんので、教えていただけたらありがたいです。

○議長（林 英明君） 古野課長。

○税務課長（古野 博文君） 桂川町住宅資金事業というのは、地域の環境整備を図ることを目的として、昭和54年度から事業を開始し、地方債の円滑に償還するため、昭和53年度に桂川町住宅資金等基金条例等をつくり、基金を創設しているものです。

現在は、地方債の償還も終わりました、財源を積み立てることもなくなりましたので、今、現在は予算を返して、借りている方からの回収をやっているというような状況です。

あともう一点、今説明されましたのは、令和4年度の決算において、今回、一般会計への繰出金が664万3,000円を出しています。これにつきましては、例年、決算において通常はお金を処理していたところなんですけど、今回、決算後、9月議会まで予算をそのまま置いてありましたので、今回、9月議会において、余剰金の見込みのものを計上させていただいています。ちょっと分かりにくかったですか、すみません。額が大きくなっていますけど。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） すみません、多分分からの僕だけだろうから、後で聞きに行きます。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第35号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第13. 議案第36号

○議長（林 英明君） 議案第36号令和5年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。永松保険環境課長。

○保険環境課長（永松 俊英君） 議案書の19ページをお願いいたします。議案第36号令和5年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

本議案は、令和5年度桂川町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法第218条第1項の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で御説明いたします。

タブレットの資料④をお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ857万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億1,113万7,000円に定めようとするものでございます。

7ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税2,912万1,000円の減額は、6月の保険税の決定によるものでございます。

8ページをお願いいたします。4款1項1目保険給付費等交付金3,509万6,000円の減額は、財源調整でございます。

9ページをお願いいたします。6款1項1目一般会計繰入金220万2,000円の増額は、担当職員の人件費の整理及び国保システムの改修費用によるものでございます。

10ページをお願いいたします。7款1項2目その他繰越金7,059万1,000円の増額は、決定によるものでございます。

11ページをお願いいたします。ここから歳出でございます。

1款1項1目一般管理費220万2,000円の増額は、担当職員の人件費等の整理及びシステム改修に伴うものでございます。

15ページをお願いいたします。8款1項2目償還金637万4,000円の増額は、国庫負担金等の超過交付分の返還金でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 11ページ、1款1項1目12節委託料が計上されております。国民健康保険システム改修の委託料ということですがけれども、この国民健康保険システム改修というのは、どういうことをされるんですか。

○議長（林 英明君） 永松課長。

○保険環境課長（永松 俊英君） こちらのシステム改修でございますが、令和6年の1月から産前産後の国保税の軽減が始まります。そのためのシステム改修を事前に行うために、予算計上しておるものでございます。

○議長（林 英明君） よろしいですか。

○議員（6番 吉川紀代子君） はい。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第36号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第14. 議案第37号

○議長（林 英明君） 議案第37号令和5年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。永松保険環境課長。

○保険環境課長（永松 俊英君） 議案書の20ページをお願いいたします。議案第37号令和5年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

本議案は、令和5年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法第218条第1項の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で御説明いたします。

タブレットの資料⑤をお願いいたします。

予算書の2ページをお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ300万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,155万2,000円に定めようとするものでございます。

7ページをお願いいたします。歳入でございます。

3款1項1目事務費繰入金300万5,000円の増額は、担当職員の産前産後休暇取得及び配置替え等による人件費の調整によるものでございます。

8ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費300万5,000円の増額は、担当職員の産休及び担当変更に伴う人件費の整理によるものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第37号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第15. 議案第38号

○議長（林 英明君） 議案第38号令和5年度桂川町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。秦水道課長。

○水道課長（秦 俊一君） 議案第38号について御説明いたします。

議案書21ページをお開きください。本議案は、令和5年度桂川町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

令和5年度桂川町水道事業会計予算を別紙のとおり補正したいので、本議会の決定に付するものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書にて御説明いたします。

予算書フォルダー内の⑥令和5年度桂川町水道事業会計9月補正予算予算書（第2号）にて説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。第2条は、当初予算の第3条で定めました収益的収入及び支出のうち、収入におきましては、水道事業収益421万9,000円追加し、補正後の額を2億2,177万4,000円に、支出におきましては、水道事業費用を293万4,000円追加し、補正後の額を2億4,664万2,000円に定めようとするものでございます。

内容につきましては、4ページからの補正予算説明書で御説明させていただきます。

4ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入におきまして、1款水道事業収益2項営業外収益4目雑収益421万9,000円の追加は、令和4年度確定消費税還付加算金8,000円と、先ほど議案第31号にて御説明申し上げました、総合賠償補償保険421万1,000円によるものでございます。

支出におきましては、1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費から、次のページにかけて2目配水及び給水費、4目総係費の給料、手当、法定福利費、退職手当、組合負担金については、4月の人事異動及び共済掛金率の変更によるものでございます。

4目の総係費の委託料31万3,000円と保険料1万円は、検針人引継ぎによる補助員の増額、検針機器の保険料の増額でございます。補償金421万2,000円については、収入のほうで御説明いたしました損害賠償補償金によるものでございます。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上は、議決賜りますようお願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第38号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第16. 認定第1号

日程第17. 認定第2号

日程第18. 認定第3号

日程第19. 認定第4号

日程第20. 認定第5号

○議長（林 英明君） 認定第1号令和4年度桂川町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号令和4年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号令和4年度桂川町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号令和4年度桂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号令和4年度桂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上5件を一括議題といたします。

内容の説明を求めます。北原会計管理者。

○会計管理者（北原 義識君） 議案書22ページをお願いいたします。令和4年度桂川町一般会計及び特別会計の決算について、22ページ、認定第1号から、26ページ、第5号まで、一括して御説明をさせていただきます。

この議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の承認をお願いするものでございます。

一般会計・特別会計の決算認定に当たりまして、議会に提出させていただいた資料は、タブレットの令和4年度決算資料、オレンジ色のフォルダーに格納してありますので、こちらのフォルダーをお開きください。

資料は、①一般会計・特別会計決算書、②決算概要説明書、③主要施策の成果に関する説明書、このほか、監査から示されました④一般会計・特別会計決算審査意見書でございます。御確認をお願いいたします。

それでは、令和4年度決算資料内の②番の決算概要説明書により、御説明をさせていただきます。

決算概要説明書の3ページをお願いいたします。令和4年度の決算について、総括的に示しておりますので、御一読頂きたいと思っております。

4ページをお願いいたします。会計別総括表でございます。

令和4年度の決算について、一般会計及び特別会計の予算現額、収入済額、支出済額、差引額をまとめております。また、参考といたしまして、前年度の決算内容と対前年度比率を併記しているところでございます。

令和4年度一般会計では、収入済額69億7,413万6,610円、支出済額66億

8,895万1,913円で、差引額、いわゆる形式収支額は2億8,518万4,697円となりました。翌年度に繰り越すべき一般財源はありませんので、実質収支額も同額の2億8,518万4,697円の黒字となっております。

一般会計と特別会計の合計は、収入済額88億2,031万7,534円、支出済額84億5,510万3,963円で、差引額は3億6,521万3,571円でございます。

なお、実質収支額も同額となるものでございます。

5ページから12ページまでは、一般会計決算の状況でございます。款別にまとめてありますので、要点のみ、御説明させていただきます。

5ページをお願いいたします。5ページ、歳入でございます。

1款町税は、本町の自主財源の根幹をなすもので、収入済額は11億9,185万2,105円、歳入全体の17.1%を占め、対前年度比0.3%の増でございます。収入割合のうち、対調定の97.6%は、徴収率を示すものですが、徴収率と不納欠損につきましては、後ほど、別のページで御報告をさせていただきます。

2款地方譲与税は、本町では、自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税及び森林環境譲与税の3税について譲与を受けております。収入済額は5,668万5,000円、対前年度比1.1%の減でございます。

3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金は、それぞれ県税として徴収された一部が交付されたものでございます。対前年度比は、利子割交付金、配当割交付金及び株式等譲渡所得割交付金、いずれも減となっております。

6款法人事業税交付金は、法人事業税の一部を財源として、県が町に対して交付するもので、対前年度比17.3%の増となっております。

7款地方消費税交付金は、収入済額2億8,743万3,000円、対前年度比1.4%の増でございます。

9款環境性能割交付金は、収入済額831万円、対前年度比18.2%の増となっております。

10款地方特例交付金は、収入済額1,140万7,000円、対前年度比42.0%の減です。

11款地方交付税は、収入済額21億8,334万3,000円、対前年度比2.4%の減で、このうち、普通交付税は前年度に比べて3.2%の減、特別交付税は3.8%の増となっております。

6ページをお願いいたします。13款分担金及び負担金は、保育料が主なもので、収入済額は5,203万3,492円、対前年度比5.6%の増となっております。

14款使用料及び手数料は、町営住宅使用料など各種施設使用料、窓口手数料及びごみ処理手数料などで、収入済額1億927万3,562円、コロナによる施設の利用制限が段階的に緩和

されてきた影響もあって、対前年度比では9.8%の増となっております。

15款国庫支出金は、収入済額13億9,747万361円、前年度実施のコロナ関連給付事業費国庫補助金の減及び、桂川小学校校舎体育館外壁等改修工事に係る国庫補助金の皆減等により、対前年度比9.6%の減でございます。

7ページをお願いいたします。16款県支出金は、収入済額5億295万2,740円、対前年度比6.9%の増は、吉隈保育所民営化に伴う児童福祉費県負担金の増などによるものです。各種県補助金をはじめ、福岡県議会議員一般選挙及び参議院議員通常選挙に掛る県委託金などが増額となっております。

17款財産収入は、収入済額6,354万8,289円、旭ヶ丘団地3区画の土地売払い収入及び吉隈保育所町有地購入収入により、対前年度比361.1%の増となっております。

18款寄附金は、収入済額4,223万5,000円、ふるさと応援寄附金の減もあり、対前年度比31.9%の減となっております。

19款繰入金は、収入済額359万5,667円、対前年度比61.5%の減は、特別会計繰入金の減によるものです。

20款繰越金は、前年度からの明許繰越、逡次繰越分と合わせまして、収入済額3億8,585万8,757円、対前年度比8.4%の増となっております。

8ページをお願いいたします。21款諸収入は、収入済額1億4,164万4,519円、対前年度比14.8%の増となっております。

22款町債は、収入済額4億8,794万2,000円で、学校教育施設等整備事業債の皆減により、対前年度比10.8%の減となっております。

以上、一般会計の歳入合計は、収入済額69億7,413万6,610円で、前年度に比べて2.1%減少しております。

9ページをお願いいたします。9ページ、これより歳出でございます。

1款議会費は、支出済額6,309万9,734円で、議会に関わる経費を支出しております。

2款総務費は、歳入全体の14.8%を占め、支出済額9億8,695万2,699円で職員人件費及び歳入余剰に伴う積立金減等の影響により、対前年度比8.3%の減となっております。

新たな取組として、庁舎LED照明改修工事の実施及び新たな情報発信ツールとして、公共放送DボタンによるDボタン広報紙をスタートさせました。

3款民生費は、支出済額26億6,528万1,725円で、歳出全体の39.8%を占め、対前年度比3.0%の減でございます。子育て世帯や非課税世帯に対する新型コロナ給付金事業及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付事業を実施するとともに、その他、子ども・子育て支援、福祉、医療に関する各種事業を行いました。

10ページをお願いいたします。4款衛生費は、支出済額5億1,091万7,476円、ふくおか県央環境広域施設組合負担金及びワクチン接種委託料の減により、対前年度比は11.1%の減となっております。各種検診、予防接種などの健康管理や健康増進を図るとともに、ごみ処理など健康で衛生的な生活環境を保持するための事業を行っております。また、コロナ対策として水道料金減免事業に伴う水道会計への繰出しを実施いたしました。

5款労働費は、支出済額3,009万7,790円、嘉麻・桂川広域シルバー人材センター委託料及び同補助金が主なものでございます。

6款農林水産業費は、支出済額1億1,324万2,205円、青年就農者の拡大などを目的とした新規就農者育成総合対策事業、荒廃農地の防止や改善を図る機構集積支援事業など農林振興に関する事業をはじめ、災害対策として、前年度に引き続き、ため池ハザードマップの作成業務に取り組みました。また、コロナ対策として、主食用水稻作営農緊急支援事業を実施いたしました。水利施設等の改修工事の減などにより、対前年度比0.1%の減でございます。

11ページをお願いいたします。7款商工費は、支出済額1億2,490万6,365円、桂川町商工会への助成や、新型コロナ対策として、プレミアム付き商品券発行事業に係る補助及び生活応援券発行事業などにより、対前年度比109.1%の増となっております。また、桂川駅観光案内所としてkeisenまちプラザがオープンとなりました。

8款土木費は、支出済額8億5,714万8,796円、道路橋梁新設改良工事の増額及び町営住宅二反田団地B棟の建設工事に伴う増額により、対前年度比42.7%の増でございます。

9款消防費は、支出済額2億5,567万6,636円、飯塚地区消防組合負担金が主なもので、可搬ポンプの購入及び防災活動、災害対策に取り組み、対前年度比5.4%の増でございます。

10款教育費は、支出済額6億2,596万1,876円で、歳出全体の9.4%を占め、桂川小学校校舎体育館外壁等の改修工事及び共同調理所空調設備改修工事の皆減により、対前年度比22.2%の減でございます。

義務教育に係る経費や住民センター、大塚装飾古墳など社会教育施設の維持管理経費が主なもので、学校教育では、ソフト面において引き続き少人数学級の実施などの独自の取組を実施し、社会教育では、大塚古墳石室安定化の検討などを実施いたしました。

コロナ対策では、給食費の免除に係る特別補助金や小中学校ICT機器整備事業による各教室への電子黒板配備、小・中学校統合型公務支援システムの導入及び感染症対策備品の購入並びに、共同調理所感染防止対策事業として、手洗い設備やトイレ改修を実施いたしました。

12ページをお願いいたします。11款災害復旧費は、支出済額1,962万8,935円、農地等災害復旧工事の増により、対前年度比73.2%の増です。

12款公債費は、支出済額4億3,603万7,676円です。このうち、償還元金は4億

2,035万8,609円、償還利子は1,534万2,846円となっており、対前年度比6.7%の増となっております。

以上、一般会計の歳出合計は支出済額66億8,895万1,913円で、前年度と比べて0.7%減少しております。

13ページをお願いいたします。ここに、町税の徴収実績をまとめております。徴収実績の合計では、徴収率が現年課税分99.3%、滞納繰越分21.6%で、前年度比では現年課税分でマイナス0.2ポイント、滞納繰越分でマイナス16.6ポイントとなっており、徴収率の合計97.6%は、前年度と比べて0.1ポイント低くなっています。

14ページをお願いいたします。これより特別会計でございます。

住宅新築資金等貸付事業特別会計は、歳入合計で収入済額706万9,906円です。事業収入については、対前年度比153.1%の増となりましたが、県補助金の減により、全体として対前年度6.0%の減となっております。

15ページをお願いいたします。歳出合計は、支出済額36万7,013円で、対前年度比94.6%の減となったものでございます。実質収支は670万2,893円の黒字決算となっております。

16ページをお願いいたします。土地取得特別会計は、実質的な事業がございませんでしたので、歳入歳出決算額は、共に基金の預金利子の整備により3,600円、差引残額はゼロ円となっております。

18ページをお願いいたします。18ページになります。ここから、国民健康保険特別会計でございます。

国民健康保険特別会計は、歳入合計で収入済額16億1,771万9,568円になっております。

20ページをお願いいたします。20ページになります。歳出合計は、支出済額15億4,712万7,544円で、保険給付費等支払準備基金への積立てを実施しております。実質収支は、7,059万2,024円の黒字決算となりました。

21ページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計でございます。歳入合計で収入済額は、2億2,138万7,850円となっております。

22ページをお願いいたします。歳出合計は、支出済額2億1,865万3,893円で、実質収支は273万3,957円の黒字決算です。

23ページをお願いいたします。ここでは、一般会計及び特別会計の不納欠損についてまとめております。

地方税法第15条の7第4項執行の停止が3年間継続したもの、同じく第5項納税義務者が死

亡または継承者がいないもの及び法人が倒産し事業再開の見込みがないもの、同法第18条第1項徴収権を行使できる日から5年間を経過しているもの並びに、高齢者の医療の確保に関する法律第160第1項及び桂川町債権管理条例第9条第1項の規定により処分を行ったものでございます。不納欠損は、全体で延べ313件、774万9,093円となっております。

以上、令和4年度一般会計及び特別会計決算について、簡略ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第21. 一般会計・特別会計決算審査特別委員会の設置及び付託

○議長（林 英明君） それでは、ただいま議題となっております認定第1号から第5号までについては、総務経済建設委員会から3名、文教厚生委員会から3名、計6名の委員で構成する一般会計・特別会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、地方自治法第98条を付与し、9月5日、6日、8日の3日間で審査することにしたと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から第5号については、6名の委員で構成する一般会計特別会計決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条を付与し、会期中に審査することに決定しました。

ここで、一般会計・特別会計決算審査特別委員について、各常任委員会で選出し、委員長、副委員長の選出も併せて行います。

暫時休憩いたします。

午後1時42分休憩

午後1時52分再開

○議長（林 英明君） 会議を開きます。

ただいま設置しました一般会計・特別会計決算審査特別委員については、委員会条例第7条第4項の規定により、総務経済建設委員会から青柳久善君、竹本慶吉君、北原裕丈君、文教厚生委員会から吉川紀代子君、大塚和佳君、柴田正彦君の6名を指名したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました6名を一般会計・特別会計決算審査特別委員に選任することに決定しました。

なお、委員長に竹本慶吉君、副委員長に柴田正彦君がそれぞれ選出されていますので、併せて報告いたします。

日程第22. 認定第6号

○議長（林 英明君） 認定第6号令和4年度桂川町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。秦水道課長。

○水道課長（秦 俊一君） 認定第6号令和4年度桂川町水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

議案書の27ページをお開きください。本決算は、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、令和5年7月4日から7月7日までの4日間をかけ、桂川町監査委員より精力的な審査を頂き、決算の審査意見書を頂いたところでございます。このことを踏まえまして、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

お手元のタブレットに、令和4年度桂川町水道事業会計決算書と監査委員の所見として提出いただきました令和4年度桂川町水道事業会計決算審査意見書を併せて掲載させていただいております。

それでは、決算の内容説明を令和4年度決算書フォルダー内の⑤令和4年度桂川町水道事業会計決算書により、要点のみを御説明させていただきます。

初めに、決算書の13ページをお開きください。令和4年度桂川町水道事業の概況報告でございます。

本件、報告金額の消費税の取扱いに関しましては、収益的収支については消費税抜き、資本的収支については消費税込みの金額となっておりますので、御了承をお願いいたします。

それでは、内容の説明に入らせていただきます。

令和4年度の有収水量は131万4,281m³で、前年度比較で3万2,091m³の減少、また、給水戸数は6,004戸で、前年度比較で29戸の増加となっております。

水道事業収益は2億756万8,238円で、前年度比較で535万2,919円の減少です。主な原因は、他会計補助金が2,160万1,977円増加しましたが、給水収益が2,606万1,737円減少したこと等によるものです。

次に、水道料金の未収金については、296万7,150円で、前年度と比較しますと61万7,530円の減少です。

水道事業費用における支出は、1億8,919万1,782円で、前年度比較で66万1,200円増加しています。主な原因は、総係費が70万7,143円増加したこと等によるものです。

今年度の不納欠損は6件です。内訳につきましては、債務者死亡が4件、破産1件、所在不明が1件となっており、金額は2万7,400円です。

収益的支出の決算状況では、当年度純利益が1,837万6,456円となりました。当年度未処分利益剰余金は、当年度利益1,837万6,456円に、前年度繰越利益剰余金9,061万3,204円を合わせた1億898万9,660円を計上しています。この当年度未処分利益剰余金につきましては、一部を減債積立金として処分した上で、次年度へ繰り越す予定です。

なお、次年度において収支赤字が見込まれるため、建設改良積立金は一時的に処分を保留としております。

資本的収支の収入はありません。

支出は5,562万7,431円となり、その不足する額5,562万7,431円は、過年度分損益勘定留保資金5,213万6,105円と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額349万1,326円を補填しました。

続いて、14ページをお開きください。経営指標に関する事項でございます。経営の健全性を示す令和4年度の経常収支比率は、前年度比較3.23ポイント減の109.71%で、健全経営の水準とされる100%を上回っています。

また、料金水準の妥当性を示す料金回収率は、前年度比較3.28ポイント減の108.47%で、事業に必要な費用を給水収益で賄っているとされる100%を上回っています。

一方、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、前年度比0.89ポイント増の59.24%。法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路経年化率は、前年度比2.22ポイント増の57.12%と老朽化が進んでいるのに対して、近年の管路更新はありませんが、老朽管については、調査等を実施し、更新が必要な管路の選定、または部分修繕による長寿命化等の実施や検討を行ってまいります。

なお、事業の詳細につきましては16ページ以降に記載しておりますので、お目通しをさせていただきますようお願いいたします。

戻りまして、4ページをお開きください。令和4年度桂川町水道事業決算報告書でございます。計上いたしております金額は、消費税込みの金額です。

収益的収入及び支出でございます。収入についてです。上段の表中、右から3列目の決算額について御説明いたします。

第1款水道事業収益は、2億2,531万8,176円で、内訳といたしまして、第1項の営業収益は水道使用料等の収益1億9,572万5,530円、第2項の営業外収益は、長期前受金戻入れや預金利子等の2,959万2,646円でございます。

次に、支出についてです。下段の表中、右から4列目の決算額について御説明いたします。

第1款水道事業費用は2億340万9,701円で、内訳といたしまして、第1項営業費用の1億9,246万1,666円は、職員等の人件費、浄水場の動力費、修繕費等の費用です。第

2項の営業外費用の1,094万8,035円は、企業債利息に係る費用及び消費税などです。

5ページをお開きください。資本的収入及び支出でございます。

上段の表に記載のとおり収入はありません。

支出についてです。下段の表中、右から6列目の決算額について御説明いたします。

第1款資本的支出の決算額は5,562万7,431円で、主な支出は、第1項建設改良費の3,840万4,590円はクラウドシステム導入費及びポンプなどの固定資産購入費です。第2項は、企業債償還金として1,722万2,841円を支出しています。

6ページをお開きください。令和4年度桂川町水道事業損益計算書でございます。

計上金額は消費税抜きの金額です。この表は、ただいま説明いたしました決算において、年間の経営活動の状況をまとめたものです。

当年度の純利益は、右下から4行目に記載しております1,837万6,456円の黒字となり、前年度から繰越剰余金9,061万3,204円を加えた当年度の未処分利益剰余金は、1億898万9,660円になっております。

次に、8ページをお開きください。こちらにつきましては、先ほど説明いたしました剰余金の処分計算書でございます。

本件は、桂川町水道事業の剰余金の処分に関する条例第2条第1項及び第2項の規定によりまして、未処分利益剰余金1億898万9,660円は、将来の企業債償還に充てるための減債積立金100万円として積み立てた上で、1億798万9,660円を令和5年度への繰越利益剰余金といたしております。

9ページをお開きください。令和4年度桂川町水道事業貸借対照表でございます。

計上金額は消費税抜きの金額です。

資産の部では、1の固定資産と2の流動資産を合わせた資産合計は、右下1行目に記載しております16億6,502万5,011円です。

10ページをお開きください。負債の部では、3の固定負債、4の流動負債、5の繰延収益を合わせた負債合計は、右下に記載のとおり4億8,689万2,799円です。

11ページをお開きください。資本の部では、6の資本金、7の剰余金を合わせた資本合計は、右下から2行目に記載のとおり11億7,813万2,212円です。10ページの負債合計と合わせた負債資本合計は、右下に記載のとおり16億6,502万5,011円となり、9ページの資産の部の合計と整合しております。

以上、簡略ではございますが、水道事業会計決算書の内容説明を終わらせていただきます。御審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第23. 水道事業会計決算審査特別委員会の設置及び付託

○議長（林 英明君） それでは、ただいま議題となっています認定第6号については、総務経済建設委員会から2名、文教厚生委員会から2名、計4名の委員で構成する水道事業会計決算審査特別委員会を設置して、これに付託の上、地方自治法第98条を付与し、9月11日、12日の2日間で審査したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第6号については、4名の委員で構成する水道事業会計決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条を付与し、会期中に審査することに決定しました。

ここで、水道事業会計決算審査特別委員について、各常任委員会で選出し、委員長、副委員長の選出も併せて行います。

暫時休憩いたします。

午後2時08分休憩

午後2時18分再開

○議長（林 英明君） 会議を開きます。

ただいま設置しました水道事業会計決算審査特別委員については、委員会条例第7条第4項の規定により、総務経済建設委員会から青柳久善君、下川康弘君、文教厚生委員会から原中政廣君、吉川紀代子君の4名を指名したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました4名を水道事業会計決算審査特別委員に選任することに決定しました。

なお、委員長に吉川紀代子君、副委員長に青柳久善君がそれぞれ選出されていますので、併せて報告いたします。

日程第24. 報告第2号

○議長（林 英明君） 報告第2号令和4年度桂川町継続費精算報告書についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書28ページ、報告第2号令和4年度桂川町継続費精算報告書につきまして、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、御報告するものでございます。

次の29ページの継続費精算報告書を御覧ください。

8款4項住宅費の町営住宅二反田団地第2期建設事業につきまして、令和3年度から令和4年度までの全体計画額合計9億6,842万5,000円に対し、実績額合計9億2,220万7,800円で本事業を完了しております。

なお、表右側の比較欄につきましては、実績欄を基準に全体計画欄と比較した金額をそれぞれお示ししております。

以上、簡略な説明でございますが、御報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

報告第2号令和4年度桂川町継続費精算報告書についてを終わります。

日程第25. 報告第3号

○議長（林 英明君） 報告第3号健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書30ページ、報告第3号健全化判断比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和5年度に公表する健全化判断比率を別紙監査委員の意見書を付けて御報告するものでございます。

報告書の4つの指標は、令和4年度決算値にて算定しております。

それでは、実質赤字比率から御説明いたします。

実質赤字比率は、一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計及び土地取得特別会計、いわゆる普通会計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率でございますが、令和4年度は2億9,188万8,000円の黒字となりましたので、実質赤字比率は発生しておりません。

次の連結実質赤字比率は、先ほどの普通会計の実質赤字額に国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び水道事業会計の3つの特別会計における実質赤字額を加えた額の標準財政規模に対する比率でございますが、令和4年度は9億7,816万2,000円の黒字となりましたので、連結実質赤字比率も発生しておりません。

次の実質公債費比率は、普通会計の公債費に一部事務組合に対する公債費負担金や繰出金等を加えました、町が負担すべき実質的な公債費に係る一般財源の標準財政規模に対する比率でございますが、3.5%と算出しております。

次の将来負担比率は、普通会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

でございます、0.7%と算出しております。

なお、ただいま御報告いたしました4指標は、議案書30ページの健全化判断比率報告書の表中、括弧内に示しております早期健全化基準の数値を大きく下回っており、本法における財政の健全性を保っております。

以上、簡略な説明でございますが、御報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対して、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

報告第3号健全化判断比率の報告についてを終わります。

日程第26. 報告第4号

○議長（林 英明君） 報告第4号資金不足比率の報告についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。秦水道課長。

○水道課長（秦 俊一君） 報告第4号資金不足比率の報告をいたします。

議案書31ページをお開きください。地方公共団体の財政健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和4年度桂川町水道事業会計決算に基づき、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて、当該資金不足比率を議会に報告するものでございます。

次のとおり、資金不足比率の報告を行います。

特別会計の名称、桂川町水道事業会計。資金不足比率について、資金不足はございません。

以上、簡略ではございますが、報告を終わらせていただきます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対して、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

報告第4号資金不足比率の報告についてを終わります。

○議長（林 英明君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

午後2時26分散会
